鋼製橋脚工（８基）：鋼製単柱橋脚工；６基、鋼製１径間ラーメン橋脚工(既設改築)；２基

総鋼材重量：約5,000ｔ、構造物撤去工：１式、仮設工（共通）：１式、共通仮設費：１式、詳細設計費：１式

⑹　工期　約52ケ月

⑺　本工事は、あらかじめ指定する技術提案を求め、品質確保のための体制を確認し、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札予定者を決定する契約目安価格による総合評価落札方式（標準型）の試行工事である。本入札においては契約制限価格を契約目安価格と読み替え、一定の範囲内において契約目安価格を超える入札を行った者に対しても総合評価を実施し、落札予定者を決定する。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は、競争参加資格審査申請時に上記⑺の技術提案に基づく工事費見積書の提出を求め、内容の妥当性が確認出来た内訳項目を契約目安価格に反映させる見積書審査方式の試行工事である。

⑽　本工事は、入札後に落札予定者と当社が、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る協議をし、合意を得た場合に入札価格を変更できる価格協議方式の試行工事である。

⑾　本工事は、全ての入札参加者から入札価格の工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑿　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、同基準に基づき発注者の承諾を得て紙入札方式によることできる。ただし、紙入札方式は郵送による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

⑴　工事等請負業者の選定に関する規則（平成17年阪神高速規則第29号）第２条の規定に該当しない者であること。

⑵　入札時に当社における「橋梁（メタル）」に係る平成21・22年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑶　単体又は２者、３者、若しくは４者による建設工事共同企業体であること。ただし、

①　単体の場合は、当社における「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数が1,150点以上の者であること。

②　建設工事共同企業体の場合は、代表者は当社における「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数が1,150点以上の者、構成員は上記点数が1,050点以上の者であること。

⑷　平成６年度以降に元請けとして次の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

ただし、当社（旧阪神高速道路公団を含む。以下「阪神高速」という。）が発注した工事で平成12年度以降に完成し引き渡した施工実績の成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。また、国・地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も施工実績として認めない。

①　単体の場合は、下記に示す両方の施工実績を有すること。

・市街地における鋼道路橋連続鋼箱桁（歩道橋を除く）の製作及び架設工事

・送り出し工法による連続鋼桁橋の架設工事

②　建設工事共同企業体の場合は、次のとおり。

ア）代表者は、①に同じ。

イ）構成員は、下記に示す施工実績を有すること。

・市街地における鋼道路橋連続鋼箱桁（歩道橋を除く）の製作及び架設工事

⑸　本工事における技術提案（技術的所見）及び品質確保のための体制が適正であること。（詳細については入札説明書を参照）

⑹　阪神高速が発注した工事で過去２年度（平成19年度及び20年度）に完成・引き渡した実績がある場合に、平成19年度及び平成20年度の各年度における工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑺　次の基準を満たす監理（主任）技術者を下記の現場施工期間、当該工事現場に専任で配置できること。なお、現場施工着手時期は平成23年６月頃を考えている。

①　１級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者であること。

②　平成６年度以降に、元請けの現場代理人又は監理（主任）技術者又は担当技術者として、下記に示す工事経験を有する者であること。ただし、阪神高速が発注した工事で平成12年度以降に完成し引き渡した施工実績の成績評定点が65点未満の工事は工事経験として認めない。また、他の機関が発注した工事は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も工事経験として認めない。

・市街地における鋼道路橋連続鋼箱桁（歩道橋を除く）の架設工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理（主任）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格審査資料（以下「資料」という。）提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑻　申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、当社から競争参加停止を受けていないこと。

⑼　申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑽　建設工事共同企業体を結成する場合については、入札説明書を参照のこと。

⑾　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。受託者が設計共同企業体である場合は、本工事に係る設計業務等の受託者である設計共同企業体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、技術評価点（上記２⑸に関するＶＥ提案・技術提案などに応じて付与する点数として最大30点（コスト縮減提案に関する評価点がある場合はこれに加点）、品質確保のための体制に関する評価として最大30点）、ＶＥ提案実績点（過去の応募工事における技術的なＶＥ提案実績に対して付与する点数として最大２点）及び価格評価点（実現可能なＶＥ提案に基づき算出された入札価格を一定のルールに沿って点数化したもの）を加え、評価値を算出し落札予定者を決定する方式とする。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については入札説明書に記載しているとおりとする。

⑵　評価項目

上記２⑸に示すＶＥ提案・技術提案に関する事項、品質確保のための体制に関する事項。

⑶　評価及び落札予定者の決定方法

入札参加者は価格をもって入札し、提出されたＶＥ提案・技術提案を評価項目に応じて付与する点数と品質確保のための体制に関する点数などからなる技術評価点、過去の応募工事における技術的なＶＥ提案実績に対して付与するＶＥ提案実績点及び入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値を算出し次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札予定者とする。なお、価格評価点の算出に際し、契約制限価格を契約目安価格と読み替え、契約目安価格を超える入札に対しても一定の範囲内において、価格評価点（契約目安価格を超える場合はマイナス評価）を付与する。[評価値＝技術評価点＋ＶＥ提案実績点＋価格評価点{100×（１－入札価格／契約目安価格）}]

①　入札価格が契約目安価格以下又は契約目安価格を超える一定の範囲内であること。

②　ＶＥ提案・技術提案等が適正であること。